

仙台高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税等更正処分並びに過少申告加算税賦課決定
処分の取消請求控訴事件

国側当事者・国(仙台北税務署長)

令和元年9月11日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・仙台地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成31年3月14日判決、本資料2
69号-27・順号13250)

判 決

控訴人(1審原告)	甲
同訴訟代理人弁護士	松澤 陽明
被控訴人(1審被告)	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	仙台北税務署長 早坂 宏
被控訴人指定代理人	佐藤 真梨子
同	佐々木 賢一
同	本田 拓也
同	高橋 幸一
同	境谷 一樹
同	酒井 智也
同	高橋 富江
同	齋藤 義弘

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 仙台北税務署長が平成28年12月22日付けで控訴人に対してした、更正の請求に対してその請求をすべき理由がない旨の処分を取り消す。
- 3 仙台北税務署長は、控訴人が平成28年9月23日に行った更正の請求に基づき、平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る還付金の額に相当する消費税及び地方消費税の額を合計306万8065円と確定せよ。
- 4 仙台北税務署長が平成27年1月29日付けで控訴人に対してした、平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税に係る更正処分(ただし、平成29年7月5日付けでされた減額再更正処分後のもの)のうち還付金の額に相当する消費

税の額に相当する消費税の額92万5534円及び地方消費税の額23万1383円をそれぞれ超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

5 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等（以下、略語等は、原則として原判決の表記に従う。）

1 事案の概要

(1) 本件は、控訴人が、平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間（本件課税期間）における消費税及び地方消費税（消費税等）に係る確定申告（本件確定申告）をしたところ、仙台北税務署長から更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けたことから、被控訴人に対し、これらの処分の取消しを求めた事案である。

控訴人は、本訴訟の提起後に、本件確定申告について更正の請求をしたところ、仙台北税務署長から、その請求をすべき理由がない旨の通知処分（本件通知処分）を受けたことから、原審において、本件通知処分の取消しの訴え及び本件課税期間に係る還付金の額に相当する消費税等の額の確定の義務付けの訴え（本件義務付けの訴え）を追加する訴えの変更をした。

(2) 原審は、本件通知処分の取消しの訴え及び本件義務付けの訴えをいずれも却下し、控訴人のその余の請求をいずれも棄却したところ、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

2 前提事実、法令等の定め、争点及び当事者の主張の要旨は、以下のとおり原判決を補正し、後記第3の2のとおり当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし3（原判決2頁25行目から12頁5行目まで及び22頁から29頁まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

(1) 原判決4頁11行目の「本件更正処分」を「本件確定申告」に改める。

(2) 原判決22頁3行目の「消費税法」の次に「(平成24年法律第68号による改正前のもの)」を加える。

(3) 原判決22頁4行目の「2条。1号」を「2条1項。1号」に改める。

(4) 原判決22頁12行目から14行目までを以下のとおりに改める。

「ア 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する（1項）。」

(5) 原判決23頁3行目から4行目までの「(特定課税仕入れに該当するものを除く。)若しくは特定課税仕入れ」を削除する。

(6) 原判決23頁8行目から9行目までの「108分の6.3」を「105分の4」に改める。

(7) 原判決23頁9行目から11行目までの「、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の6.3を乗じて算出した金額をいう。）」を削除する。

(8) 原判決23頁18行目から19行目までを削除する。

(9) 原判決23頁20行目の「③」を「②」に改める。

(10) 原判決23頁22行目の「3号」を「2号」に改める。

(11) 原判決23頁23行目の「④」を「③」に改める。

(12) 原判決23頁26行目から24頁1行目までの「4号」を「3号」に改める。

(13) 原判決24頁4行目から5行目までの「、特定課税仕入れに係る消費税額」を削除する。

- (14) 原判決 24 頁 9 行目から 10 行目までの「特定課税仕入れ並びに」を削除する。
- (15) 原判決 24 頁 20 行目の「、特定課税仕入れ」を削除する。
- (16) 原判決 24 頁 22 行目から 23 行目までの「、特定課税仕入れ」を削除する。
- (17) 原判決 24 頁 25 行目から 25 頁 4 行目までを以下のとおりに改める。
「② 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法（2号）」
- (18) 原判決 25 頁 10 行目の「及び特定課税仕入れ」を削除する。
- (19) 原判決 25 頁 14 行目から 15 行目までの「及びその課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額」を削除する。
- (20) 原判決 25 頁 22 行目から 23 行目までを削除する。
- (21) 原判決 25 頁 24 行目の「ニ」を「ハ」に改める。
- (22) 原判決 26 頁 18 行目の「(通則法)」の次に「(平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの)」を加える。
- (23) 原判決 28 頁 1 行目の「7 項」を「6 項」に改める。
- (24) 原判決 28 頁 4 行目の「(修正申告書」から同頁 6 行目の「100 分の 5 の割合)」までを削除する。
- (25) 原判決 28 頁 8 行目の「(5 項の規定の適用がある場合を除く。)」を削除する。
- (26) 原判決 28 頁 18 行目の「3 項」を「2 項」に改める。
- (27) 原判決 28 頁 20 行目の「審査請求」の前に以下を加える。
「異議申立てをすることができる処分（審査請求をすることもできるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。）を除く。）にあっては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては」
- (28) 原判決 28 頁 20 行目の「裁決を経た」を「裁決をそれぞれ経た」に改める。
- (29) 原判決 28 頁 23 目の行頭に「異議申立てについての決定又は」を加える。
- (30) 原判決 28 頁 24 行目の「その裁決」を「その決定又は裁決」に改める。

第 3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件通知処分の取消しの訴え及び本件義務付けの訴えをいずれも却下し、控訴人のその余の請求をいずれも棄却するのが相当であると判断する。その理由は、以下のとおり原判決を補正し、後記 2 のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第 3 争点に対する判断」の 1 ないし 4（原判決 12 頁 7 行目から 18 頁 25 行目まで）に記載するとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決 12 頁 14 行目の「ここにいう正当な理由とは、」を「当該処分に密接に関連する処分について上記裁決を経ている場合に、この正当な理由の有無を判断する際には、」に改める。
- (2) 原判決 12 頁 21 行目の「本件更正処分と密接な関連を有する本件通知処分」を「本件通知処分と密接な関連を有する本件更正処分」に改める。
- (3) 原判決 12 頁 22 行目の「主張している以上、」の後に「本件通知処分について不服申立てを省略することに」を加える。
- (4) 原判決 13 頁 18 行目の「還付」を「税額の確定」に改める。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件更正処分等に対する不服申立てにおいて、法30条2項が憲法14条1項に違反するとの主張及び本件確定申告の用途区分に係る主張をし、これらの主張に対する審査及び判断を経ており、本件通知処分の不服申立てにおいて同様の主張をする必要はないから、本件通知処分の不服申立てを省略することに正当な理由があると主張する。

しかし、本件更正処分等と本件通知処分は、本件確定申告に係るものであるという共通点を有するだけであって、目的及び効果を異にする全く別個の処分であるから、前者の不服申立手続において、後者の不服申立手続において予定している主張に対する審査及び判断を経ておりというだけでは、後者の不服申立てを省略することに正当な理由があるということとはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、本件共同住宅の取得に関する費用は分別不能ではなく、また、その一部を「課税売上のみ」に要する経費に区分することが法律上否定されているわけでもないのに、本件更正処分が、本件共同住宅の取得に関する費用の全部について「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」に該当するとしたのは違法であると主張しているようである。

しかし、控訴人は、本件共同住宅の一部を事務所用（課税売上）として、残部を住宅用（非課税売上）として賃貸したものであるから、本件共同住宅の取得に関する費用は、これらの売上に共通して要する費用といえるものであり、控訴人自身も、本件共同住宅の取得に関する費用の全部が「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」に該当するとして本件確定申告をしたことからすると、本件共同住宅の取得に関する費用を課税売上と非課税売上に分別することが計算上不可能ではなく、また、法律上これが否定されていないとしても、本件共同住宅の取得に関する費用の全部について「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」に該当するものとした本件更正処分について、そのことを理由に違法ということとはできないというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) 控訴人は、法30条2項が憲法14条に違反すると主張し、その理由として、法30条2項が「消費税額＝流通経路全部の付加価値税の合計額」という等式を合理的な理由もなく破壊したものであること、輸出税の場合と比較し免税の利益が結果的に消費者に帰属しないこと、課税制度の明確性、透明性、単純さ、公平性を損なわせるものであることなどを挙げるが、控訴人のこれらの主張を踏まえても法30条2項が憲法14条に違反するとはいえないことは、原審が説示するとおりである（原判決13頁24行目から17頁18行目まで）から、これを引用する。

(4) その他、控訴人の控訴理由に鑑み訴訟記録を精査しても、原審の認定判断を左右するに足りる的確な主張立証はない。

3 結論

以上によると、本件通知処分の取消しの訴え及び本件義務付けの訴えをいずれも却下し、控訴人のその余の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 上田 哲

裁判官 岡口 基一

裁判官 渡邊 明子